

九州財務局における多重債務相談の受付状況（令和5年度）

九州財務局では、熊本、大分、宮崎及び鹿児島相談窓口で多重債務に関する相談を受け付けています。専門の相談員が借金を抱えてお悩みの方からの相談に応じ、債務整理についてのアドバイスのほか、弁護士や司法書士等の専門家へおつなぎするなど解決に向けての支援を行っています。

九州財務局における令和5年度の相談受付状況は、以下のとおりです。

概要

【相談者数】

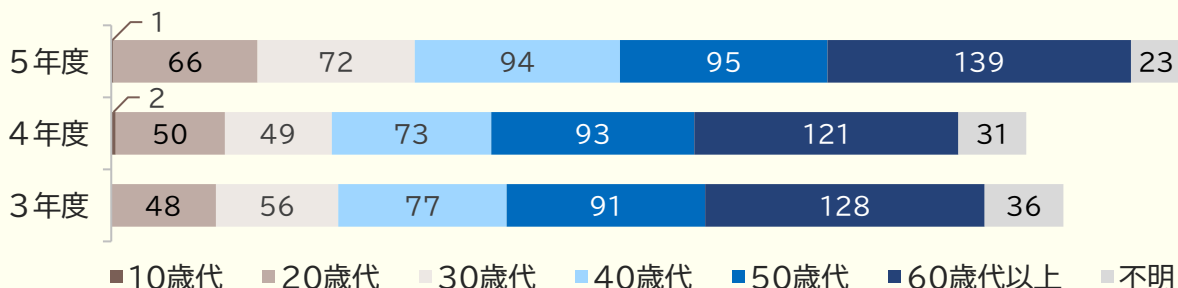
- ◆ 令和5年度の相談者数は490名で、前年度（419名）に比べて71件、16.9%増加しました。
- ◆ 年齢別にみると、「60歳代以上」が139名と全体の約28%を占めています。
- ◆ 職業別にみると、前年度同様、「給与所得者（パート・アルバイト含む）」が最も多く275名（56.1%）であり、次いで「無職」が121名（24.7%）、「自営・自由業」が59名（12.0%）となっています。

【借入れの傾向】

- ◆ 借入残高は、「500万円以上」が120名（24.5%）と最も多くなっています。これは、住宅ローンを抱えている相談者が多いことが原因と思われます。次いで、「100万円未満」が103名（21.0%）となっています。
- ◆ 借金の原因（複数回答）は、「商品・サービスの購入」が最も多く227名、次いで「低収入・収入の減少」が160名、「借金の返済等」が79名となっています。

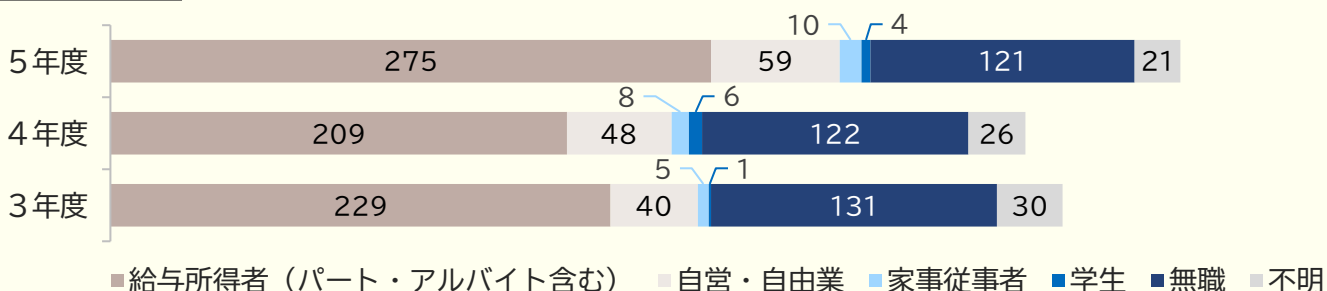
相談者の年齢構成

（単位：人）



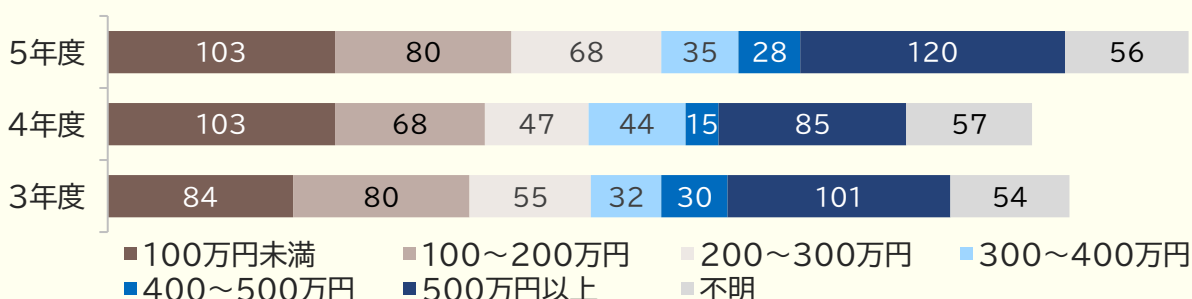
相談者の職業

（単位：人）



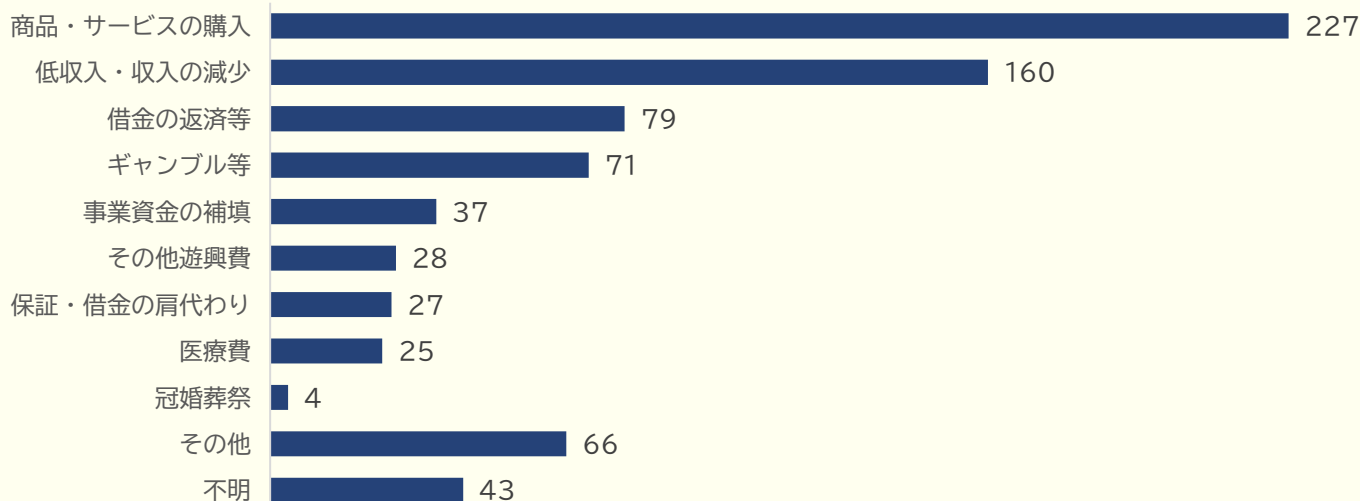
借入残高

（単位：人）



借金の原因（複数回答可）

（単位：人）



相談窓口の周知

各種団体からのご協力のもと、コンビニエンスストア、金融機関、市町村の消費生活センター、社会福祉協議会や病院などに、九州財務局の多重債務相談窓口にかかる名刺型カードやリーフレットを設置しています。

これらをきっかけにして相談いただいており、多重債務問題の解決につながっています。



出張相談会・出前講座

多重債務相談窓口での相談受付のほか、出張相談会、多重債務や金融トラブルの未然防止に向けた出前講座などを無料で行っています。

出前講座は、学校（高校、大学、専門学校等）や老人会、地方公共団体、企業など、様々な団体で行っています。



寸劇を取り入れた
特殊詐欺被害防止講座



高齢者向けの
金融トラブル対策講座



大学での多重債務解決方法にかかる授業

Case
01

「推し活」のため、クレジットカードのリボ払いを重ねた結果…

20代、借入残高200万円

推し活でコンサートに頻繁に行った。航空券やホテル代、関連グッズの購入等で複数のクレジットカードでリボ払いを使用した。クレジットカードの返済のために貸金業者からも借金した。延滞した結果、裁判所から支払い督促が届いた。売却した車のローンの残債もある。

当局の対応

- 相談者の収入は安定しており、法律扶助（＊）が利用できなかったため、任意整理と個人再生手続について説明した。
- 弁護士につなぎ、相談に同行。弁護士に任意整理を委任した。支払い督促が届いている債権は、訴訟手続となるため、併せて弁護士に委任した。結果、全ての債権者と合意が成立した。



Point

- ・ クレジットカードのリボ払い払いは、毎月の返済額が一定になるものの、使い方によっては**手数料が増えて、返済期間も長くなる**ため、注意が必要です。
- ・ 法律扶助が利用できないことや相談者の家計収支を考慮し、裁判所を利用せず債権者と交渉する「任意整理」や、比較的安定した収入のある方に適している「個人再生」について説明しました。

Case
02

カードローンなどの返済があるが、体調不良で就労が難しく…

60代、借入残高80万円

無年金なので日雇いで働いているが体調不良で仕事を続けることが難しい。借金の返済もあり、不安で病院に通っている。貸金業者や銀行からの借金は、ATMでお金が引き出せるので、利用限度額までが使えると錯覚していた。社会福祉協議会からの借金も延滞している。

当局の対応

- 法律扶助（＊）を利用した任意整理と自己破産について説明した。
- 弁護士につなぎ、相談に同行。今後の就労意向について確認したところ、体調不良により就労は難しいとのことであったため、生活保護受給と自己破産手続を進めることとなった。
- 弁護士から生活保護受給や住宅探し等の相談機関へつないでいただき、生活保護を受給できることとなった。また、弁護士に自己破産を委任し、免責が決定した。



Point

- ・ 債務整理を行うだけでなく、**生活の立て直し**を行うことが大切です。生活の立て直しにあたっては、収支の見直しを行うほか、**公的支援制度を利用**する方法も検討できます。

Case
03

住宅ローンなどが支払えず、借金を重ねてしまい…

50代、借入残高3000万円

夫婦共働きで700万円を超える年収があるが、住宅ローンなどの返済額が多額であるため、クレジットカードのキャッシングや消費者金融からお金を借りて返済している。住宅、車、教育ローンなど必要なもののための借金であり、審査も通ったため、支払えるつもりだった。

当局の対応

- 家計を確認したところ、ローン返済を補うためのクレジットカードや銀行のカードローンの利用額が大きいことが分かり、利用内容の確認・支出の見直しを行った。
- 個人再生手続を行い、返済額を確保しつつ、家計の再建を行う方向で整理することとなった。
- 弁護士につなぎ、相談の結果、住宅ローン以外の債務を圧縮して返済し、家を残したまま個人再生手続を行うこととなった。



Point

- ・ 「借金返済のための借金」は、**返済を先送り**するだけでなく、**利息により借金総額が膨らむ**ことにつながります。
- ・ 借入前に毎月の返済額等を計算し、**無理なく確実な返済が可能か確認**することが大切です。
- ・ 「個人再生」はローン返済中の持ち家を失いたくない場合も債務整理が可能な手続です。

* 「法律扶助」とは、経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあった際、法テラスが弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う制度です。